

平成26年度第1回地域協議会は5月29日(木)

午後3時から二ツ井町庁舎大会議室で行われた。

平成26年度二ツ井地域局主要予算、二ツ井・荷上場地区簡易水道整備事業、道の駅ふたつについて、恋文のまちづくり事業について、高齢者ふれあい交流施設設計概要等について協議した。

1 案 件

(1) 平成26年度二ツ井地域局の主要予算に関する主な事業を抜粋

- ① 消防施設費 (57,754 千円)
 - ・ 耐震性貯水槽整備事業費 (下田平・田ノ沢)
 - ・ 簡易水道消火栓新設事業 (二ツ井・荷上場)
- ② 地籍調査費 (4,722 千円)
 - ・ 第1計画区 0.12k㎡ (飛根字高清水、前田、富根、新富根) 現地立会、測量委託
 - ・ 第2計画区 0.13k㎡ (飛根字新上野、上野、前田、富根、高清水) 現地立会、測量委託
- ③ 恋文商店街推進事業費 (9,738 千円)
 - ・ アドバイザー招へい事業
 - ・ イベント等にぎわい創出事業等
- ④ きみまち阪活性化事業費 (12,652 千円)
 - ・ 記念撮影碑整備事業
 - ・ 恋文ギャラリー運営事業費等
- ⑤ ロマンチックロード創造事業費 (5,211 千円)
 - ・ 七座山周辺遊歩道等整備委託料
 - ・ 银杏木周辺整備設計委託料
- ⑥ 高齢者ふれあい交流施設整備事業費 (266,769 千円)
 - ・ 施設の建設、冷泉管布設替え工事等
- ⑦ 元気・交流200円バス事業費 (15,815 千円)
 - ・ 高齢者バス乗車券利用委託料(能代市全域分)
- ⑧ 県営は場整備事業費負担金 (53,300 千円)
 - ・ 整地工、用水路工、排水路工、道路工負担金
- ⑨ 林道西ノ沢小滝線開設事業 (47,965 千円)
 - ・ 事業年度 H26 (最終) 延長 600m、幅 4m
- ⑩ 社会資本整備総合交付金事業 (141,011 千円)
 - ・ 二ツ井堤防線 (L=380m、舗装) ほか新規事業 7 路線、継続事業 7 路線
- ⑪ 簡易水道事業費(簡水特別会計 542,753 千円)
 - ・ 富根地区簡易水道費 459 世帯
 - ・ 仁鮎地区簡易水道費 415 世帯
 - ・ 二ツ井・荷上場地区簡易水道整備事業費(配水管布設、消火栓設置)
- ⑫ 浄化槽整備事業費(浄化槽特別会計 24,590 千円)
 - ・ 浄化槽設置基数(二ツ井地域) 46 基



※ 5 案件について、熱心な審議が行われた
第1回地域協議会(委員13名が出席)

【主な質疑(Q)と回答(A)】

Q) 下田平防火水槽の設置位置は、決まっているのか。また、敬老式・運動会等の助成金の入金について、早くならないか。

A) 防火水槽は、市道に設置する予定である。敬老式等の経費については、委託料として支払っているため、前払いができるかどうかも含めて、できるだけ速やかに支払うよう検討したい。

Q) 松風荘の利用状況は。除排雪対策費が増額になっている理由は、何か。

A) 松風荘の利用状況は、年々利用者が減ってきている。宿泊と日帰りを合わせた利用者数は、合併当時は5千人を超えていたが、昨年度は3千人程度となっている。

除排雪対策費の当初予算の算定のは、25年度実績が確定していないため、22・23・24年度の3ヵ年の平均実績である。24年度が豪雪であったため、増加したものであり、それを26年度当初予算に計上している。

また、不足が見込まれるときは、適宜補正予算で対応している。

（２）二ツ井・荷上場地区簡易水道整備事業について

本事業は、二ツ井・荷上場地区に安全・安心な水道水を供給するとともに、消火栓 78 基を設置し、火災時の消防水利を確保します。計画給水人口は 4 千人、総事業費は 2 1 億円を予定しています。

これまで、取水ポンプ場や浄水場等を整備し、26 年度から 3 ヶ年で配水管布設工事と消火栓の設置を行います。26 年度は、図の区域を 6 工区に分割し工事を行います。

給水の開始は、10 月上旬から順次進めていきます。給水関係の工事の申込みは、8 月 1 日から二ツ井地域局建設課で受け付けます。配水管布設工事や全体事業についての問い合わせは、上下水道整備課簡易水道係にご連絡ください。

配水管布設工事に伴う舗装工事の完成は 11 月末を予定しています。工事の際は、交通規制等大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

この案件への質疑はありませんでした。

（３）「道の駅ふたつ」について

日本海沿岸東北自動車道（日沿道）の整備にあたっては、未整備地区となっている「きみまち阪トンネル出口～北秋田市今泉の翔鷹（しょうよう）大橋」間を整備する、二ツ井今泉道路改築事業を平成 24 年度から国土交通省が行っています。

この事業のルート上に「道の駅ふたつ」があり、現在の施設のほとんどがインターチェンジ等の道路用地となる予定です。また、直接支障とならない施設も、乗り入れ等の不具合で利用が困難な状況になることから、その取り扱いについて国土交通省と協議を行っています。

道の駅内にあるテニスコートと遊びの広場は、トンネル工事用の資材等保管場所となることから、平成 27 年 9 月までの撤去と土地の譲渡を求められています。このため、テニスコートについては、利用できない期間をできるだけなくすため、旧二ツ井小学校グラウンドへ移転整備する準備を進めています。

また、道の駅の移転整備については、庁内関係課長会議等を開催し、26 年 3 月に道の駅整備事業基本構想策定に向けた基本的な方針を作成しました。

去る 4 月 30 日には、関係諸団体や地域住民代表等で構成する「能代市道の駅ふたつ整備検討委員会」を設置し、昨年度策定した基本的な方針を基に、移転先や必要とされる施設、管理運営方法等について、専門的見地や利用者としての意見等をいただくこととしています。



裏面につづく

さらに、これまで「道の駅」を利用いただいている観光客等をつなぎとめ、観光地のきみまち阪等への誘客増加を図るほか、地元製品の販売等により、更なる地域経済への波及効果による活性化、地域のコミュニティの場や観光客との交流の場としての機能等についても検討していくこととしています。

検討会でいただいた貴重なご意見等を踏まえ、基本構想、基本計画を26年度内に策定することとしています。

(4) 恋文のまちづくり事業について

「きみまち恋文コンテスト」に応募くださった3万4千通の「恋文」を文化的財産として地域づくりに活かし、恋文をキーワードに“にぎわい創出”と“活力あるまちづくり”を進めていくため、「恋文のまちづくり事業」を行っています。

この事業で、駅通りに恋文スポットきみまちを開設しているほか、きみ恋軽トラ市や恋文雪っこ祭りを行っています。

また、昨年度には関係団体と市で構成する「にぎわい創出会議」を設置し、「恋文商店街の推進」「きみまち阪活性化の推進」「ロマンチックロードの創造」を3本柱とする「恋文のまちづくり事業推進計画」を策定し、29年度までの5ヵ年で事業を推進します。

↓ (きみまち阪公園内恋文神社)



↑ (高齢者ふれあい交流施設イメージ) ↑



(5) 高齢者ふれあい交流施設について

旧高丘子ども園跡地に建設する「高齢者ふれあい交流施設」の概要です。

構造：木造平屋建 面積：507.72 m² 屋根：ガリバリウム鋼板葺き

外壁：杉羽目板・漆喰風白パネル張り 浴槽：男女各 10.05 m²

冷暖房設備：寒冷地用エアコン、パネルヒータ（トイレ）、床暖房（ホール・和室）

照明：LED ダウンライト 放送設備：管理室からの館内放送

駐車場：建物周辺、ふっちゃん側緑地帯を利用

事業スケジュールは、敷地の盛土工を終えた後、建築工事を年度内に終える予定です。また、梅内地域からの冷泉管布設は一部ルートを変更し、年内に約1kmを布設替えします。27年度には外構工事のほか、備品を設置し、夏のオープンを目指しています。

(6) その他～地域自治区について～

1. 地域自治区の概要

○地域自治区とは

旧市町の区域を単位として、市長の権限に属する行政事務を処理するための組織・機構を備える法人格を有しない「行政区画」のことです。

○地域自治区の目的は

特色ある地域づくりや身近な課題の解決などに住民雄主体性を活かすとともに、地域住民の意向を条例上の権限として行政に反映させ、住民と行政との連携による協働のまちづくり、住民自治の強化を進めることを目的とします。

【参 考】

○地域自治区の名称：二ツ井町

○地域自治区の設置期間：平成 18 年 3 月 21 日～平成 28 年 3 月 31 日

○地域自治区の事務所の名称：二ツ井地域局

○所管区域：合併前の二ツ井町の区域

○地域協議会の委員：15 人以内（市内に住所を有する者の内から市長が選任）

＊地域及び公共的団体が推薦する者 ＊識見を有する者 ＊公募による者

2. 新市建設計画

市町村の合併にあたり、合併後のまちづくりを総合的、効果的に推進するために、合併前に合併協議会において策定する計画です。

○新市建設計画は、おおむね次に掲げる事項について作成することとなっています。

1) 合併市町村の建設の基本方針

2) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

3) 公共的施設の統合整備に関する事項

4) 合併市町村の財政計画

○新市建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならないとされています。

○新市建設計画を変更しようとする場合には、合併に係る地域自治区の地域協議会の意見を聴かななければならないとされています。

新市建設計画は、合併後の新しいまちづくりの基本となるものですが、具体的な事業等については、総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）に委ねることとしています。

計画では、新しいまちづくりの視点として、地域住民が主体的に考え、行政と話し合い、検討したものを、これまでと違う視点による新しいまちづくりの手法を考えていかななければならないとしています。